



原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成31年3月14日現在

青森県		出荷制限
野菜類 キノコ類(野生のものに限る。)		青森市(ナラタケ、ムキタケ、クリタケ、ハタケシメジを除く)、十和田市(ナラタケ、ブナハリタケ、ムキタケを除く)、鰺ヶ沢町(ナラタケを除く)、階上町(ナラタケ、クリタケを除く。)
岩手県		出荷制限
野菜類 原木シイタケ(露地栽培)		大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
原木クリタケ(露地栽培)		一関市、奥州市
原木ナメコ(露地栽培)		一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市
キノコ類(野生のものに限る。)		大船渡市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木ナメコ(露地栽培)を除く。)
タケノコ		一関市、陸前高田市(旧矢作村、旧横田村の区域に限る。)、奥州市
コシアブラ		盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、釜石市、奥州市、住田町
ゼンマイ		一関市、奥州市、住田町
セリ(野生のものに限る。)		奥州市
ワラビ(野生のものに限る。)		一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、平泉町
水産物	イワナ(養殖を除く。)	砂鉄川(支流を含む。)
肉	牛の肉 <sup>※1</sup>	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	シカの肉	全域
	クマの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
宮城県		出荷制限
野菜類 原木シイタケ(露地栽培)		石巻市、白石市、東松島市、藤王町、富谷市 仙台市、氣仙沼市、名取市、角田市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、大和町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
キノコ類(野生のものに限る。)		仙台市、栗原市、大崎市、村田町
タケノコ		栗原市(旧築館町、旧志波姫町、旧高清水町、旧瀬峰町、旧若柳町及び旧一迫町の区域を除く。)、丸森町(旧耕野村、旧丸森町、旧小斎村、旧筆甫村及び旧大内村の区域を除く。)
コシアブラ		氣仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、大和町、南三陸町
ゼンマイ		氣仙沼市、大崎市、丸森町
タラノメ(野生のものに限る。)		栗原市、大崎市
ワラビ(野生のものに限る。)		大崎市、加美町
水産物	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、基石川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。)及び松川(支流を含む。)ただし、濁川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。)
肉	アユ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、白石川の白幡堰堤より上流、五福谷川、内川の合流地点より上流及び雑子尾川の金栄橋より上流水域を除く。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	白石川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
	ウグイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
	牛の肉 <sup>※1</sup>	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
イノシシの肉		全域
クマの肉		全域
シカの肉		全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるシカの肉を除く。
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるクマの肉を除く。
茨城県		出荷制限
野菜類 原木シイタケ(露地栽培)		土浦市、行方市、小美玉市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く) ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、鉾田市、つくばみらい市、茨城町、阿見町
原木シイタケ(施設栽培)		土浦市、鉾田市、茨城町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く)
タケノコ		北茨城市、鉾田市
コシアブラ(野生のものに限る。)		日立市、常陸太田市、常陸大宮市、城里町
水産物	アメリカナマズ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
肉	ウナギ	茨城県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。ただし、霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川を除く。)
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。

※1 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成31年3月14日現在

栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	矢板市、上三川町、壬生町、塩谷町、那須町 宇都宮市、足利市、栃木市(旧岩舟町の区域を除く。)、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、那須塩原市、さくら市、益子町、那須烏山市、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町、那珂川町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町、那須町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、茂木町、塩谷町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	クサソテツ(ごごみ)(野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	コシアブラ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、市貝町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	サンショウ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ゼンマイ(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、那須町
	タラノメ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、市貝町、塩谷町、那須町
	ワラビ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市
	牛の肉 <sup>※1</sup>	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
	シカの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村
	こしあぶら(野生のものに限る。) <sup>※2</sup>	前橋市(旧富士見村に限る。)、沼田市、渋川市(旧伊香保町に限る。)、藤岡市(旧藤岡市に限る。)、みどり市(旧勢多郡東村に限る。)、下仁田町、中之条町、長野原町、草津町、みなかみ町、嬬恋村、片品村及び川場村
	たらのめ(野生のものに限る。) <sup>※2</sup>	前橋市(旧富士見村に限る。)、高崎市(旧倉渕村に限る。)、沼田市(旧利根村に限る。)、渋川市(旧渋川市に限る。)、吉岡町、中之条町(旧中之条町に限る。)及び川場村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	流山市、八千代市、我孫子市、白井市 千葉市、佐倉市、君津市、富津市、印西市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
水産物	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
	コイ	千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。)
	ウナギ	千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
新潟県		出荷制限
野菜類	コシアブラ(野生のものに限る。)	魚沼市、南魚沼市、湯沢町及び津南町
肉	クマの肉	全域(佐渡市及び粟島浦村を除く。)
山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	軽井沢町、御代田町 小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、南牧村(マツタケを除く。)
	コシアブラ	長野市、中野市、軽井沢町、木島平村、野沢温泉村
	シカの肉	軽井沢町 富士見町(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるシカの肉を除く。)
静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町

※1 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

※2 旧市町村は平成15年3月31日時点のもの











原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績: 平成31年3月14日現在

新木屋		出荷制限
水産物	ヤマメ(繁殖を除く。)	H24.4.10～H25.1.22制限: 熊本県内の鹿児島川のう臼白市足尾町内の区域(支流を含む)、鹿串川との合流点から下流の部分に限る。) H24.4.10～H25.3.28制限: 佐野町(支流を含む)。
	イワナ(繁殖を除く。)	H24.6.20～H25.12.17制限: 鹿児島県内の鹿児島川のう臼白市足尾町内の区域(支流を含む)。
	ウグイ(繁殖を除く。)	H24.5.30～H24.9.28制限: 大川町(支流を含む)、ただし、喜井川及びその支流を除く。) H24.5.30～H24.9.28制限: 荒川町(支流を含む)。
	牛の肉	H24.5.30～H25.1.23制限: 武蔵川(支流を含む)、及び鹿児島県の那珂川のうち鹿児島川との合流点の上流(支流を含む)、ただし、壇原ダムの上流及びその支流を除く。)
肉	イノシシの肉	H23.8.2～H24.1.24制限: 佐野市、那珂市。
	シカの肉	H23.7.8～H24.1.24制限: 佐野市。
その他	茶	H23.6.2～H24.1.24制限: 佐野市。 H23.6.2～H25.5.31制限: 鹿串川。
新潟県		出荷制限
新潟県		出荷制限
農産物	ホウズキ(ワ)	H23.3.21～4.8制限: 全域。
	カヤツ	H23.3.21～4.8制限: 全域。 H24.1.16～: 須田町、高岡町、櫛田村。
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.1.16～: 高岡町 H24.1.16～: 高岡市 H24.1.23～: 高岡市。
	こしあぶら(野生のものに限る。)	新潟県(旧富士瓦利に限る)、福岡市、長岡市(旧伊勢崎町に限る)、福井県(旧越前町に限る)、みどり市(旧多胡町に限る)、下仁田町、中之条町、長岡市、みなみ町、柏崎市、片品村及び新潟市(旧平和町に限る)、新潟市(旧西蒲原町に限る)、川崎市(旧朝日町に限る)、吉田町、ゆき中央(旧中之条町に限る)及び川越村。
水産物	たらのめ(野生のものに限る。)	H24.4.27～: 新潟県(旧富士瓦利に限る)、福岡市(旧伊勢崎町に限る)、吉田町(旧朝日町に限る)、吉田町(旧中之条町に限る)及び川越村。
	ヤマメ(繁殖を除く。)	H24.4.27～H25.1.19制限: 深川川(支流を含む)。
	イワナ(繁殖を除く。)	H24.4.27～H25.1.19制限: 小川町(支流を含む)、及び桶ノ木川(支流を含む)。
肉	イノシシの肉	H24.8.8～H24.9.19制限: 猪のうち(川田町の上流(支流を含む))。
	クマの肉	H24.8.8～H24.9.19制限: 猪のうち(川田町の上流(支流を含む))。
	シカの肉	H24.1.16～: 全域。
	ヤマリの肉	H23.6.30～H24.5.28制限: 相川市。 H23.6.30～H25.5.7制限: 济川市。
埼玉県		出荷制限
埼玉県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.16～: 鶴ヶ島市、幸手市。 H24.10.23～: 上野原市。 H24.11.1～: 鶴ヶ島市。
	トマト	H24.11.1～: 鶴ヶ島市。
	タケノコ	H24.4.4～H25.10.23制限: 市原市、木更津市。
	新木シタケ(露地栽培)	H24.4.6～H25.1.14制限: 宮原町。 H24.4.6～H25.2.1制限: 我孫子市。 H24.4.11～H27.1.22制限: 柏市、白井市。 H24.4.11～H25.10.23制限: 八千代市。 H24.4.12～H25.10.23制限: 船橋市。
農産物	新木シタケ(施設栽培)	H24.10.1～: 鶴ヶ島市。 H24.10.1～H25.1.14制限: 鶴ヶ島市。 H24.11.1～: 鶴ヶ島市。 H24.12.2～H25.1.14制限: 鶴ヶ島市。 H24.4.2～H25.1.29制限: 田原本町(ただし、鶴ヶ島市若葉計画園内にかつて管理される新木シタケ)、南埼玉郡(はさき特別市の対象から除外)。 H24.4.10～: 白井市。 H24.4.10～: 八千代市。 H24.6.14～H25.3.19制限: 山武郡(ただし、鶴ヶ島市若葉計画園内にかつて管理される新木シタケ)、南埼玉郡(はさき特別市の対象から除外)。 H24.8.14～H25.3.19制限: 山武郡(ただし、鶴ヶ島市若葉計画園内にかつて管理される新木シタケ)、南埼玉郡(はさき特別市の対象から除外)。 H24.4.10～H25.1.14制限: 千葉県(ただし、鶴ヶ島市若葉計画園内にかつて管理される新木シタケ)、南埼玉郡(はさき特別市の対象から除外)。 H24.4.10～H25.1.14制限: 山武郡(ただし、鶴ヶ島市若葉計画園内にかつて管理される新木シタケ)、南埼玉郡(はさき特別市の対象から除外)。
	キントク	H24.7.1～: 幸手市(水質汚濁に流入する河川(支流を含む))、新座川(支流を含む)。
	コイ	H25.7.2～: 幸手市(水質汚濁に流入する河川(支流を含む))、地藏川(支流を含む)。
	ワナギ	H25.1.1～: 千葉県内の河川群のうち大隅川下流(支流を含む)、とば川(御宿水堀及び御宿水門の上流)、御宿水堀一通水堀場の下流、八源川(年間遊び二本川堀川を除く)。
肉	イノシシの肉	H24.6.1～H25.1.14制限: 全域(ひざの走る出荷・検疫方針に従つて管理されるイノシシの肉を除く)。
	茶	H23.6.2～H24.5.21制限: 大里白里町。 H23.6.2～H24.5.21制限: 諏訪市。 H23.6.2～H24.5.25制限: 八千代市。 H23.6.2～H24.5.28制限: 野田市、富里市、山武市。 H23.6.2～H25.5.13制限: 船橋市。
神奈川県		出荷制限
神奈川県		出荷制限
その他	茶	H23.6.2～H25.9.制限: 南足柄市。 H23.6.2～H25.9.12制限: 松田町、山北町。 H23.6.2～H25.10.14制限: 爱甲郡、清川村。 H23.6.2～H25.10.26制限: 相模原市。
		H23.6.2～H25.10.27制限: 中郡。
		H23.6.2～H25.10.27制限: 神奈川県。
		H23.6.2～H24.10.19制限: 通志郡。
新潟県		出荷制限
新潟県		出荷制限
農産物	コンブ(野生のものに限る。)	H24.6.8～: 長岡市、新潟市。 H25.6.2～: 長岡市、新潟市。
	肉	H24.1.16～: 金城(金城市及び横川町を除く)。
山形県		出荷制限
山形県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.29～: 富士吉田市、富士吉田町、地蔵村。
	チラシ	H24.4.20～: 鶴岡販賣、時代販賣。
	セロリー	H24.10.1～: 小国町、飯豊町、アマミ子町。
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.11.1～: 朝日町(マツタケに限る)。
農産物	コシアラ	H24.11.1～: 朝日町(マツタケを除く)。
	シカの肉	H25.1.1～: 朝日町。
		H24.12.1～H25.1.14制限: 富士吉田市(高砂谷を除く出荷・検疫方針に従つて管理されるシカの肉を除く)。
静岡県		出荷制限
静岡県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.11.8～: 関連都市、小山村。 H25.10.3～: 富士市、富士市。 H25.14.7～: 関連都市。
		H24.11.8～: 関連都市。
		H25.10.3～: 富士市。
		H25.14.7～: 富士市。

※██████████の箇所は、出荷制限の対象。

## 原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績・平成31年3月14日現在

福島県	摂取制限
<b>H23.3.23～下記の地域以外</b>	
H23.3.23～5.4解除：白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、瑞町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村	
H23.3.23～5.11解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村	
H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）	
H23.3.23～6.1解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、玉栄村、玉川村、平田村	
非結球性葉菜類（ホウレンソウ、コマツナ等）	
H23.3.23～6.23解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村	
H23.3.23～11.4解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）	
H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）	
H23.3.23～H27.2.18解除：柏葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）	
H23.3.23～H28.3.17解除：南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）	
H23.3.23～H29.3.14解除：富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年1月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、飯舘村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）	
<b>H23.3.23～下記の地域以外</b>	
H23.3.23～4.27解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村	
H23.3.23～5.4解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、玉栄村、玉川村、平田村	
H23.3.23～5.11解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、瑞町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村	
H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）	
H23.3.23～H29.3.14解除：富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年1月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、飯舘村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）	
<b>結球性葉菜類（キャベツ等）</b>	
H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）	
H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）	
H23.3.23～H27.2.18解除：柏葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）	
H23.3.23～H28.3.17解除：南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）	
H23.3.23～H29.3.14解除：富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年1月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、飯舘村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）	
<b>野菜</b>	
<b>アブラナ科の花蕾類（ブロッコリー、カリフラワー等）</b>	
H23.3.23～4.27解除：白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、瑞町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村	
H23.3.23～5.4解除：いわき市	
H23.3.23～5.11解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村	
H23.3.23～5.18解除：会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和町、南会津町、下郷町、柏葉町、只見町	
H23.3.23～6.15解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域に限る。）及び大玉村	
H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）	
H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）	
H23.3.23～H27.2.18解除：柏葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）	
H23.3.23～H28.3.17解除：南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）	
H23.3.23～H29.3.14解除：富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年1月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、飯舘村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）	
<b>原木シイタケ（露地）</b>	
H23.4.13～：飯舘村	
H23.9.8～：棚倉町（※菌根菌に属する野生キノコに限る。）	
キノコ類（野生のものに限る。）	
H23.9.15～：いわき市、棚倉町	
H23.9.20～：南相馬市	
<b>水産物</b>	
イカナゴの稚魚	
H23.4.20～H24.6.22解除：全域	
ヤマメ（養殖を除く。）	
H24.3.29～：新田川（支流を含む。）	
<b>肉</b>	
イノシシの肉	
H23.11.9～：相馬市、南相馬市、広野町、柏葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯舘村	
H23.11.25～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村	

※[ ]の箇所は摂取制限の対象